

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 9月15日
【会社名】	トモニホールディングス株式会社
【英訳名】	TOMONY Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼 C E O (最高経営責任者) 遠山 誠司
【本店の所在の場所】	香川県高松市亀井町 7 番地 1
【電話番号】	087-812-0102
【事務連絡者氏名】	専務取締役 高橋 邦明
【最寄りの連絡場所】	香川県高松市亀井町 7 番地 1 トモニホールディングス株式会社 経営企画部
【電話番号】	087-812-0102
【事務連絡者氏名】	専務取締役 高橋 邦明
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成27年4月10日に開催した取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社大正銀行（以下「大正銀行」といい、当社と総称して「両社」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換による経営統合（以下「本株式交換」といいます。）について、大正銀行及び大正銀行を持分法適用関連会社としている株式会社三菱東京UFJ銀行（以下「三菱東京UFJ銀行」といいます。）との間で基本合意書を締結することを決議し、平成27年4月16日に金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2に基づき、臨時報告書を提出いたしました。平成27年9月15日に開催した取締役会において、大正銀行の株主総会の承認及び関係当局の認可等を得られることを前提として、本株式交換を行うことを決議し、同日付で、両社間で株式交換契約を締結するとともに、三菱東京UFJ銀行を含む3社で統合契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正内容】

訂正箇所には、____を付して表示しております。

（訂正前）

2．本株式交換の目的

両社は、相互の経営を尊重しつつ、それぞれの経営・事業ノウハウの共有等を実施し、グループ金融力を更に高めていくことにより、地域金融システムの安定化と地域経済の発展に貢献していくことが可能であり、新グループを形成することが収益力強化や企業価値向上に資するとの認識を共有するに至ったことから、今回、両社間で株式交換を用いた経営統合に向けて協議・検討を進めていくことを決議しました。

3．本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容及びその他の株式交換契約の内容

(2)本株式交換に係る割当ての内容

本株式交換における株式交換比率は、今後実施するデューデリジェンスの結果及び第三者算定機関による株価算定の結果等を踏まえて株式交換契約締結までに決定いたします。

(3)その他の株式交換契約の内容

現時点では未定であり、今後、両社で協議の上、決定いたします。

4．本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

現時点では確定しておりません。

5．本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	トモニホールディングス株式会社
本店の所在地	香川県高松市亀井町7番地1
代表者の氏名	代表取締役社長兼CEO 遠山 誠司
資本金の額	<u>現時点で確定しておりません。</u>
純資産の額（連結）	現時点で確定しておりません。
純資産の額（単体）	現時点で確定しておりません。
総資産の額（連結）	現時点で確定しておりません。
総資産の額（単体）	現時点で確定しておりません。
事業の内容	銀行持株会社

なお、本株式交換に必要な事項は、今後、両社で協議の上、決定いたします。現時点で確定していない事項については、決定次第、本臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

(訂正後)

2. 本株式交換の経緯・目的

地域金融機関を取り巻く環境は、市場金利の低下や他金融機関との競合等により資金運用利回りが低下するなど収益環境が厳しさを増しており、営業基盤とする地域においても将来的に人口や事業者数の減少により地方経済の縮小が見込まれています。そのような環境下において、地域金融機関は、高度化する顧客ニーズへの対応、地域に密着した活動の継続、地方創生に向けた金融機能の発揮等が求められており、大阪地区を成長エリアと位置づけている当社と、平成27年1月に株式会社徳島銀行（以下「徳島銀行」といいます。）及び株式会社香川銀行（以下「香川銀行」といいます。）と同一の基幹システムを導入した大阪府を主要営業基盤とする大正銀行は、将来の持続的成長に向けた経営基盤・事業基盤拡充に向けて、更に成長する広域金融グループの形成を目指し協議・検討を重ねてまいりましたが、本日、本株式交換を行うことについて最終的な合意に至りました。

両社は、四国を始め岡山・兵庫及び大阪に地域拠点網を有する広域金融グループの更なる進化を図り、将来の持続的成長に向けた経営基盤・事業基盤を拡充するとともに、今後の地域経済環境や金融機関の経営環境の変化を踏まえ、広域ネットワークの活用、両社の強みや各種ノウハウの共有・活用により、成長戦略の実現と付加価値の高い金融サービスの提供を行い、地方創生と地域経済の発展に貢献することを目指します。

3. 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容及びその他の株式交換契約の内容

(2) 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	大正銀行 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.466

(注1) 株式の割当比率

大正銀行の普通株式1株に対して、当社の普通株式0.466株を割当て交付します。

(注2) 本株式交換により交付する株式

当社の普通株式 11,298,505株（予定）

上記の普通株式数は、平成27年6月30日時点における大正銀行の普通株式の発行済株式総数（24,352,823株）及び自己株式数（107,102株）に基づいて算出しております。

当社は、本株式交換に際して、当社が大正銀行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の大正銀行の株主に対して、上記表に記載の本株式交換に係る割当比率（以下「株式交換比率」といいます。）に基づいて算出した数の当社の普通株式を割当て交付する予定です。また、交付する株式は、新株式の発行により対応する予定です。

なお、大正銀行は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時（但し、本株式交換に際して会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求（以下「株式買取請求」といいます。）に係る株式の買取りがあった場合には、当該買取りの効力が生じた後の時点とします。以下同じ。）において保有している自己株式（株式買取請求に係る株式の買取りによって大正銀行が当該買取りの効力が生じた時点において取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時をもって消却する予定であり、大正銀行が基準時まで保有することとなる自己株式数等により、当社の交付する普通株式数は今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有する株主が新たに生じることが見込まれますが、金融商品取引所市場において当該単元未満株式を売却することはできません。当社の単元未満株式を保有することとなる株主の皆様におかれましては、本株式交換の効力発生日以降、以下の制度をご利用いただくことができます。

単元未満株式の買取制度（単元未満株式の売却）：会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、保有されている単元未満株式の買取りを請求することができます。

単元未満株式の買増制度（1単元への買増し）：会社法第194条第1項の規定に基づき、当社が買増しの請求に係る数の自己株式を有していない場合を除き、保有する単元未満株式の数と併せて1単元株式数（100株）となる数の株式を当社から買い増すことができます。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社の普通株式1株に満たない端数株の割当てを受けることとなる大正銀行の現株主の皆様に対しては、会社法第234条に基づき、当社が1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

(3)その他の株式交換契約の内容

当社が大正銀行との間で平成27年9月15日に締結した株式交換契約の内容は以下のとおりであります。

株式交換契約書

トモニホールディングス株式会社（住所：香川県高松市亀井町7番地1、以下「甲」という。）及び株式会社大正銀行（住所：大阪府大阪市中央区今橋二丁目5番8号、以下「乙」という。）は、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は本株式交換により乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条（株式交換に際して交付する金銭等及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）に対し、その保有する乙の普通株式の合計数に0.466を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時の乙の普通株主に対し、乙の普通株式に代えて、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.466株の割合をもって割り当てる。
3. 第1項及び第2項の規定に従い割り当て交付した結果、甲の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、甲は、会社法第234条の規定に従い処理する。

第3条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際し増加する甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1)資本金：0円
- (2)資本準備金：会社計算規則第39条第1項に規定する株主資本等変動額
- (3)利益準備金：0円

第4条（効力発生日等）

1. 本株式交換の効力発生日（以下「本効力発生日」という。）は、平成28年4月1日とする。但し、本効力発生日は、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、両者の書面による合意によりこれを変更することができる。
2. 甲は、本効力発生日の前日までに、本株式交換により新たに甲の株主となる平成28年3月31日時点の乙の株主に対し、会社法第124条第4項に基づき、本株式交換がその効力を生ずることを条件として、甲の平成28年6月開催予定の定時株主総会において株主としての議決権行使を認める旨の取締役会決議を行う。

第5条（株式交換契約の承認に係る株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定に従い、本契約について株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。
2. 乙は、平成27年12月18日付で臨時株主総会を開催し、本契約の承認及びその他本株式交換に必要な事項に関する承認決議を経よう努力する。但し、上記開催日は、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、両者の書面による合意によりこれを変更することができる。

第6条（会社財産の管理等）

1. 甲は、本契約締結後から本効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって甲及び甲のグループ会社（会社計算規則第2条第3項第22号に定める「関係会社」を意味する。以下同じ。）の業務の執行及び財産の管理を行う。
2. 乙は、本契約締結後から本効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって乙及び乙のグループ会社の業務の執行及び財産の管理を行う。
3. 甲は、平成27年9月30日の甲の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、1株当たり金4円を限度として剰余金の配当を行うことができる。

4. 甲は、平成28年3月31日の甲の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、1株当たり金4円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
5. 乙は、平成28年3月31日の乙の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、1株当たり金3円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
6. 甲及び乙は、前3項に定める場合を除き、本契約締結日後、本効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

第7条（乙による自己株式の消却）

乙は、本効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時（但し、本株式交換に際して会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求（以下「株式買取請求」という。）に係る株式の買取りがあった場合には、当該買取りの効力が生じた後の時点とする。）において乙が保有する自己株式（株式買取請求に係る株式の買取りによって乙が当該買取りの効力が生じた時点において取得する自己株式を含む。）の全部を、基準時において消却する。

第8条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

- (1) 甲において会社法第796条第3項の規定に基づき株主総会の決議が必要になった場合で、本効力発生日の前日までに本契約の承認及びその他本株式交換に必要な事項に関する決議が得られなかった場合
- (2) 本契約第5条第2項に定める乙の臨時株主総会において、本契約の承認及びその他本株式交換に必要な事項に関する決議が得られなかった場合
- (3) 本契約第9条の規定に従い本契約が解除された場合
- (4) 本株式交換について必要な監督官庁等の承認等が得られなかった場合

第9条（本契約の変更及び解除等）

1. 甲及び乙は、本契約締結後から本効力発生日までの間に以下の各号のいずれかに該当した場合、甲乙協議の上、本株式交換の条件を変更し又は本契約を解除することができる。
 - (1) 甲及び甲のグループ会社又は乙及び乙のグループ会社について、それぞれのグループの事業、経営成績若しくは財政状態に総体として重大な変動が生じた場合
 - (2) 本株式交換の実行に重大な影響を及ぼす事象が判明又は発生した場合
 - (3) その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合
2. 甲及び乙は、本契約締結後から本効力発生日までの間に、前項のいずれかの事由に該当した場合又は前項のいずれかの事由に該当する具体的なおそれが生じた場合には、速やかに相手方当事者に対して書面で通知する。

第10条（協議事項）

本契約に規定のない事項、又は条項の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙が誠実に協議の上、これを解決する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年9月15日

甲：香川県高松市亀井町7番地1
トモニホールディングス株式会社
代表取締役社長 遠山 誠司

乙：大阪府大阪市中央区今橋二丁目5番8号
株式会社大正銀行
取締役社長 吉田 雅昭

4. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

上記3.(2)に記載の株式交換比率の決定にあたって公正性・妥当性を期するため、当社は野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、また大正銀行はフロンティア・マネジメント株式会社（以下「フロンティア・マネジメント」といいます。）を、株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定のうえ、それぞれ本株式交換に用いられる株式交換比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果を参考にそれぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社間で株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、本日開催された両社の取締役会において本株式交換における株式交換比率を決定し、合意いたしました。

(2) 算定機関との関係

野村證券及びフロンティア・マネジメントは、いずれも両社から独立した第三者算定機関であり、関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(3) 算定に関する事項

野村證券は、当社の普通株式については、当社の普通株式が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行いました。

非上場会社である大正銀行の普通株式については、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用される配当割引モデル法（以下「DDM法」といいます。）による算定を行いました。当社の普通株式の1株当たり株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定レンジは、以下のとおりであります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
DDM法	0.422～0.531

なお、市場株価平均法については、平成27年9月10日を算定基準日として、算定基準日の株価、並びに算定基準日から遡る5営業日、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の取引日における終値平均値を採用いたしました。

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、両社の各々の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両社の各々の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

フロンティア・マネジメントは、当社の普通株式については、当社の普通株式が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行いました。

非上場会社である大正銀行の普通株式については、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法による算定を行うとともに、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用されるDDM法を採用して算定を行いました。

各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式交換比率の算定レンジは、大正銀行の普通株式1株に割り当てられる当社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法/類似会社比較法	0.350～0.482
市場株価平均法/DDM法	0.421～0.583

なお、市場株価平均法については、平成27年9月10日を算定基準日として、算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の各期間の取引日における株価終値平均値を採用いたしました。

フロンティア・マネジメントは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていません。また、両社及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。フロンティア・マネジメントの株式交換比率算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、両社の各々の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両社の各々の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

なお、大正銀行が上記の算定に際して各第三者算定機関に提出したDDM法による算定の基礎となる将来の利益計画においては、対前年度比較において大幅な減益が見込まれている事業年度（平成28年3月期）があります。これは、新しい基幹システムを導入したことにより、平成27年度以降において物件費の増加が見込まれているためです。

(4) 交換対価として当該種類の財産を選択した理由

両社は、本株式交換に係る大正銀行の株式に対する対価として、株式交換完全親会社となる当社の普通株式を選択いたしました。両社は、当社の普通株式が東京証券取引所市場第一部に上場されており、流動性を有するため大正銀行の株主にとって取引機会が確保されること、及び大正銀行の株主は、株式交換完全親会社となる当社の普通株式を受け取ることにより、今後の当社グループの企業価値向上の利益を享受することが可能であることを考慮して、当社の普通株式を本株式交換に係る対価とすることが適切であると判断いたしました。

(5) 公正性を担保するための措置

両社は、本株式交換における割当比率の公正性を担保するため、上記(1)に記載のとおり、それぞれ第三者算定機関に割当比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として、交渉・協議を行い、上記3.(2)に記載の割当比率により本株式交換を行うことを合意いたしました。

なお、当社及び大正銀行は、いずれも、第三者算定機関から割当比率の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

また、本株式交換の法務アドバイザーとして、当社は佐藤総合法律事務所を、大正銀行は久保井総合法律事務所をそれぞれ選定し、本株式交換の諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、それぞれ法的助言を受けております。なお、佐藤総合法律事務所及び久保井総合法律事務所は本株式交換に関し、いずれも、当社及び大正銀行との間で重要な利害関係を有していません。

(6) 利益相反を回避するための措置

本株式交換にあたって、当社と大正銀行の間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じていません。

5. 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	トモニホールディングス株式会社
本店の所在地	香川県高松市亀井町7番地1
代表者の氏名	代表取締役社長兼CEO 遠山 誠司
資本金の額	25,000百万円
純資産の額(連結)	現時点で確定していません。
純資産の額(単体)	現時点で確定していません。
総資産の額(連結)	現時点で確定していません。
総資産の額(単体)	現時点で確定していません。
事業の内容	銀行持株会社

以上